

次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領の運用

令和3年(2021年)3月30日 農設第705号農政部長通知

第1 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業の実施については、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領(令和3(2021)年3月30日付け農設第704号農政部長通知。以下「実施要領」という。)によるもののほか、この運用に定めるところによる。

第2 実施要領第2の1の「スマート農業技術の効果が最大限発揮されるための区画整理、用水施設等の一体的な整備」とは、地目ごとに、区画整理にあつては下表に掲げる全ての整備条件を満たすほ場の整備(土層改良(心土破碎を除く)を含めることができる)をいい、用水施設にあつては畑地かんがい受益地内において末端散水施設が整備されていない場合における当該施設の整備をいう。

区 分		整備条件	
		水田	畑
区 画 整 理	ほ 場	長辺長250m以上かつ2ヘクタール以上で対面する2辺以上のターン農道を設ける整備	長辺長500m以上かつ5ヘクタール以上となる整備 注1 現況勾配5°以上を5°未満にする傾斜改良 末端用排水施設の暗渠化など障害物の除去 注1
	農 道	車道幅員4m以上の支線農道(耕作道)を設置 注1	
	用排水路	末端用排水施設の暗渠化及び多機能型自動給水栓の設置 注1	
	暗渠排水	地下かんがい機能を有する集中管理孔の設置 注1	暗渠排水(部分的な整備を含む) 注1

注1 既に整備条件が整っている場合は、この限りではない

第3 水田において、実施要領第2の1の先進モデル型の適用を受けようとするほ場にあつては、第2の一体的な整備のほか、当該ほ場を含め同一の耕作者の農地(所有権若しくは利用権(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第4項第1号の利用権をいう。)等の権原に基づき、又は農作業受託(基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農地)が10ヘクタール以上のまとまりを有することが確実に見込まれるものでなければならない。

なお、まとまりを有することとは、2つ以上の農地であって、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの